

10月一般家庭ごみ収集日程

●可燃ごみ

お住まいの場所	収集日	搬出時間
名鉄津島線の線路の北側	毎週 月・木曜日	午前8時30分まで
名鉄津島線の線路の南側	毎週 火・金曜日	

●プラスチックごみ

お住まいの場所	収集日	搬出時間
市内全域	毎週 水曜日(3・10・17・24・31日)	午前8時30分まで

●不燃ごみ

お住まいの場所	収集日	搬出時間
名鉄津島線の線路の北側	毎月 第2土曜日(13日)	午前8時30分まで
名鉄津島線の線路の南側	毎月 第3土曜日(20日)	

※不燃ごみの収集は、毎月1回です。

●資源ごみ

お住まいの場所	収集日	搬出時間
七宝地区	毎月 第2水曜日(10日)	午前9時まで
美和地区	毎月 第3水曜日(17日)	
甚目寺地区	毎月 第4水曜日(24日)	

●粗大ごみ

申込先		受付時間	
電話予約	粗大ごみ受付センター 444・0303	月～金	午前9時～午後7時
		土・日・祝	午前9時～午後5時
インターネット予約	市公式ウェブサイトのトップページ上の「粗大ごみ受付センター」アイコンをクリックして手続き。	随時。申込完了画面に受付番号が表示されますので、メモなどで控えてください。その後、電話予約受付時間内に予約完了メールが届き、収集日をお知らせし、受付となります。	

●ごみの出し方について ※可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみは必ず市指定ごみ袋に入れて出してください。また粗大ごみは、上記の予約と粗大ごみシールに必要事項を記入のうえ、貼り付けて出してください。

可燃ごみ(白色半透明の袋)	一般的な廃プラスチックごみ、少しでも汚れているプラスチック製容器包装類はすべて「可燃ごみ」で出してください。
プラスチックごみ(ブルー半透明の袋)	「プラマーク」入りで、全く汚れていないプラスチック製容器包装だけ「プラスチックごみ」で出してください。
不燃ごみ(ピンク半透明の袋)	袋に入る廃小型家電、ガラス製品、陶磁器類、金属類、ゴム類及びそれを含むごみです。 汚れたプラスチック、ビニール、合成樹脂製品は、「可燃ごみ」で出してください。 ※不燃ごみにスプレー缶やカセットボンベなどの資源ごみや、消火器、ガスボンベ、コンクリート塊、バッテリーなどの市で収集できない処理困難物が混在していることがあります。ごみ収集車や清掃工場の火災や故障の原因になる恐れがあり、大変危険ですので、絶対に不燃ごみで出さず、決められたルールに従って処分してください。
資源ごみ(ビン類、カン類、ペットボトル類、紙・布類、スプレー缶・ガス缶、乾電池類、ライター類)	○「ビン」は従来どおり、無色透明、茶色、その他の色に分別してください。 ※ふたは外してください。※化粧品空きビンも出せません。 ※出せるのは、元々中身入りで販売されたガラスビンのみです。それ以外の一般的なガラス製品や陶磁器、乳白色ガラス等は出せません。これらはすべて「不燃ごみ」で出してください。 ○「カン」はアルミ、スチールに分別する必要はありません。 ○「ペットボトル」は、ふたを外して出してください。※ラベルをめくる必要はありません。 ○「ビン、カン、ペットボトル」は、いずれも、中身を空にしてそのまま出してください。 ○紙類はひもで十文字に縛ってください。細小の雑がみは袋(袋は自由)に入れて出してください。ファイルにどじてある場合は、中の紙類のみ出してください。布類はポリ袋(色は自由)に入れて出してください。布団、枕、座布団などのわた製品やじゅうたん、カーペットは、可燃ごみか、粗大ごみで出してください。 ○「スプレー缶・ガス缶、ライター類」は、完全に使い切ってから出してください。※穴を開ける必要はありません。 ●ごみステーションに設置されるそれぞれの分別回収かご等へ出してください。

●その他

- ・リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)は、毎日午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日も含む。ただし、年末年始は除く)開設しています。
- ・ごみの分別と出し方のルールの詳細については、「平成30年度 あま市ごみの分別と出し方のルール」冊子(窓口配布、市公式ウェブサイト内公開)をご覧ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132

10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

家庭でできる生活排水対策

- ・食べ残し、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。浄化槽を管理するすべての方は、法律で清掃、保守点検、法定検査を受けなければならないとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132